

「他自治体における保育の質のガイドライン（資料4）」構成等比較

市区	世田谷区	流山市	武蔵野市	市川市
名称	世田谷区保育の質ガイドライン	流山市保育の質ガイドライン	武蔵野市保育のガイドライン	市川市保育のガイドライン
理念 視点 方針	<p>■世田谷区保育理念</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すべての子どもたちは、幸せに生きる権利があります。 ・子どもにとって最初の保育者は保護者（あなた）です。 ・世田谷区（わたしたち）は一人ひとりの子どもの最善の利益を第一に考え、保護者あなたとともに保育を通しての福祉に努めます。 <p>■世田谷区保育方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・命の大切さ生きる力をはぐくみます。 ・保護者（あなた）とともに、心豊かな子育てを目指します。 ・地域の社会資源を活かし、地域の子育て力の向上に努めます。 	<p>■子どもをみんなで育む計画の基本理念</p> <p>子どもの最善の利益が実現され すべての子どもが健やかに育ち 地域全体で子育てできるまち流山</p> <p>■スローガン</p> <p>○ひとりひとりの子どもの最善の利益を第一に考えます。</p> <p>○切れ目のない支援を通して、すべての子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを支えます。</p> <p>○緑豊かな自然と人々の交流・賑わいに囲まれながら、地域で子どもを育てる環境づくりに努めます。</p>	<p>■基本理念</p> <p>すべての子どもが健やかに育ち、未来に向けて自ら力強い一歩を踏み出す力を身に付けることを支えるとともに、すべての子育て家庭が安心して子どもを育てられる社会の実現を目指します。</p> <p>■基本的な考え方</p> <p>①社会の希望・未来である子ども自身の健やかな育ちを尊重し保障します。</p> <p>②家庭の教育力・子育て力を高める環境をつくります。</p> <p>③地域社会全体で支え合い、妊娠・出産期から切れ目のない子ども・子育てを支援します。</p>	<p>■理念</p> <p>～育て 市川っ子～生きる力を育てよう</p> <p>■3つの視点</p> <p>◎身体的発達「健やかに伸び伸びと育つ」</p> <p>◎精神的発達「身近なものに関わり感性が育つ」</p> <p>◎社会的発達「身近な人と気持ちが通じ合う」</p>
目次	<p>I ガイドラン策定の趣旨</p> <p>II ガイドランの位置づけ</p> <p>III 世田谷区の保育</p> <p>1 子どもの権利 子どもの権利</p> <p>2 職員に求められる資質</p> <p>3 保育環境</p> <p>4 保育内容</p> <p>（1）生活と遊びの中教育</p> <p>（2）食育</p> <p>（3）健康</p> <p>5 安全管理</p> <p>6 保護者支援・地域の子育て保護者支援</p> <p>7 運営体制</p> <p>IV 保育の質向上ため、それぞれに求められること</p> <p>V 資料「保育の質を確・向上していくため、これまで区取り組み」</p>	<p>1. ガイドラインの策定について</p> <p>2. ガイドラインの位置づけ</p> <p>3. 流山市の保育</p> <p>4. 保育内容</p> <p>（1）子どもの権利</p> <p>（2）職員に求められる資質</p> <p>（3）保育環境</p> <p>（4）保育内容</p> <p>ア 乳児保育（1歳未満児）</p> <p>イ 1歳以上3歳未満児</p> <p>ウ 3歳以上児</p> <p>（5）食育</p> <p>（6）障がいのある子の保育</p> <p>（7）健康</p> <p>（8）安全管理</p> <p>（9）子育て支援</p> <p>（10）運営体制</p> <p>《参考》各種制度や指針</p>	<p>本ガイドラインの位置づけ</p> <p>I 第四次子どもプラン武蔵野の計画の理念と認可保育所の役割</p> <p>II 保育内容と環境（1生活と遊び、2保育環境）</p> <p>III 保育園における子どもの健康づくり（1食育推進、2健康な体づくり）</p> <p>IV 保育上の安全確保・危機管理（1危機管理、2安全管理、3個人情報、4防災、5防犯、6緊急時連絡体制）</p> <p>V 障害児保育（1障害児保育の目的、2障害児保育の円滑な推進）</p> <p>VI 養育困難ケースへの対応</p> <p>VII 保護者・地域との連携・協力（1保護者、2地域社会とともに）</p> <p>VIII 地域子育て支援事業</p> <p>IX 保育の質の向上</p> <p>X 災害発生時の福祉施設としての役割</p>	<p>1. 市川市保育のガイドラインについて</p> <p>2. 市川市保育のガイドライン位置づけ</p> <p>3. 市川市保育のガイドライン</p> <p>～育てよう 市川っ子～</p> <p>乳児・1歳～2歳・3歳以上児の保育</p> <p><保育者></p> <p>○職員の質の向上（保育の姿勢・研修及び自己評価）</p> <p><保育></p> <p>○保育の基本（保育目標・計画・評価）</p> <p>○保育内容（乳児～3歳未満児・3歳以上児保育、配慮を必要とする子の支援）</p> <p>○健康な心と体（健康状態の把握・環境整備・健康教育）</p> <p><運営></p> <p>○安全管理（環境・危機管理・緊急時の対応・事故防止の取組み、災害時の対応）</p> <p><保護者>○子育て支援</p>
様式	チェックリスト式、全18頁（2015.03）	チェックリスト式、全26頁（2018.08）	記述式、全18頁（2017.03）	記述式、全15頁（2018.08）